

令和3年度飲食・観光関連事業者需要開拓緊急支援事業費補助金（個別事業者向け） 交付要領

（通則）

第1条 令和3年度飲食・観光関連事業者需要開拓緊急支援事業費補助金（個別向け）（以下「補助金」という。）の交付については、この要領で定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、公益財団法人石川県産業創出支援機構（以下「支援機構」という。）が、厳しい状況にある飲食・観光関連事業者を対象に、新商品や新サービスの開発などにより、自ら需要を開拓し、業績の回復につなげる前向きな取組を行う中小企業等を支援することを目的とする。

（定義）

第3条 この要領において、中小企業者とは、次に掲げるものとする。

- （1）中小企業基本法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業及び中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）第3条に規定する中小企業組合（以下「中小企業者」という。）のうち、石川県内に本社又は主たる事業所を有する者。ただし、個人事業主等を含む。

（内容）

第4条 補助金の補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助期間は、別添の「公募要領」に定めるとおりとする。

- 2 国又は県等の公的機関から他の補助金を受けている場合は、補助金の交付対象としないものとする。ただし、支援機構理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（交付申請）

第5条 補助金の交付申請を行う事業者は、交付申請書（第1号様式）及び役員等名簿（第1号様式別紙2）に必要書類を添え、支援機構に対し、別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 支援機構は、補助金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行うヒアリング又は現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定をするものとする。

- 2 支援機構は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

（交付の条件）

第7条 支援機構は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- （1）原則、補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）又は補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更・減額を除く。）は認めない。軽微な変更や減額が生じた場合は、すみやかに

支援機構に報告してその指示を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、すみやかに支援機構に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに支援機構に報告してその指示を受けること。
- (4) その他理事長が必要と認める事項。

(決定の通知)

第8条 支援機構は、補助金の交付決定をしたときは、交付決定通知書（第2号様式）により、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事業の遂行)

第10条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(遂行状況の報告)

第11条 支援機構は、必要があると認める場合は、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し報告させることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業終了日から1か月以内又は令和4年2月28日（交付決定時に支援機構が認めた場合は令和4年3月7日）のいずれか早い日まで補助事業の成果を記載した実績報告書（第3号様式）に必要書類を添えて支援機構に報告しなければならない。

(額の確定)

第13条 支援機構は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 支援機構は、補助金の額を確定したときは、確定通知書（第4号様式）により、すみやかにその額を補助事業者に通知する。

(支払い)

第 14 条 補助金の支払いは、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。

(請求)

第 15 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、請求書（第 5 号様式）を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 16 条 支援機構は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業の全部又は一部の中止した場合
- (2) 補助事業の取り下げの申請をした場合
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (5) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (7) 別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- (8) 国や県等の他の補助金を併せて活用し、補助金の二重交付となる場合
- (9) その他支援機構の処分に違反した場合

2 支援機構は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 支援機構は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 6 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、第 19 条の定める割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 19 条第 2 項の規定を準用する。

(返還)

第 17 条 支援機構は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還させなければならない。

2 支援機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 18 条 支援機構は、補助事業者について、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第 19 条 補助事業者は、第 16 条第 2 項の規定又はこれに準ずる処分により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の

額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を支援機構に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を支援機構に納付しなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、支援機構の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する処分をしてはならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定に基づき、補助金の全部に相当する金額を支援機構に納付した場合又は補助金の交付の目的及び耐用年数を考慮して支援機構が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 支援機構は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する処分をすることを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を支援機構に納付すべきことを命ずる場合がある。

（経理）

第 21 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（立入検査）

第 22 条 支援機構は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は支援機構の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（収益納付）

第 23 条 本事業による事業化、知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることができる。

（反社会勢力の排除）

第 24 条 支援機構は、石川県暴力団排除条例第 6 条に基づき、補助対象者（法人の役員等も含む。）が暴力団員及び暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者には補助金を交付しないものとする。

（その他）

第 25 条 この要領に定めるもののほか、補助金交付事業に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 この要領は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。